

けいやく 理解しよう
契約について理解しよう

まいにち く わたし しょうひしゃ じぎょうしゃ けいやく
毎日の暮らしで私たちは消費者として事業者と契約をしています。ここでの
じぎょうしゃ きぎょう う て ぐたいてき はんばいてん
事業者とは、企業や売り手のことで、具体的には、販売店や、メーカー、クレジ
ットカード会社などの金融機関などです。消費生活から契約について考えてみ
がいしゃ きんゆうきかん しょうひせいかつ けいやく かんが
ましましょう。

けいやく れい つぎ
契約の例としては、次のようなものがあります。

しょくひん か ようふく か か かのん ゲームをする、バスに乗
る、成人式の着物を借りる、アパートを借りる、引っ越しをする、英会話を習う、
バスツアーに参加する、車を買う、生命保険や損害保険に入る、マンションを
か じゅうたく く ゆうりょうろうじん はい
買う、住宅ローンを組む、有料老人ホームに入るなどがあります。

けいやく
1. 契約をする

もんだい
クイズ問題 1

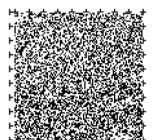
みせ か もの けいやく せいりつ つぎ えら
店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつですか。次の A、B、C から選
んでください。

- A. しょうひん う と
商品を受け取ったとき。
- B. だいきん はら
代金を払ったとき。
- C. てんいん い
店員が、はい、かしこまりましたと言ったとき。

こた えら
答えは、C. 店員が、はい、かしこまりましたと言ったとき です。

かいせつ
解説

しょうひしゃ じぎょうしゃ たが けいやくないよう たと しょうひん ないよう かかく ひ
消費者と事業者とが、お互いに、契約内容、例えば、商品の内容や価格、引き
わた じ き ごうい けいやく せいりつ くちやくそく けいやく
渡し時期などについて合意をすれば契約は成立します。つまり、口約束でも契約
せいりつ けいやくしょ いんかん しょうこ のこ
は成立します。契約書や印鑑やサインは証拠を残すためのものです。



ワーク 1 の 1

契約けいやくをする場合ばあい、どこから、どのような情報じょうほうを収集しゅうしゅうして商品しょうひんやサービスせんたくを選択せんたくすればよいでしょうか、考えかんがてみましょう。

ヒント

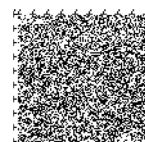
例えば、お菓子かしを買うかときは、お菓子かしの箱はこの表示内容ひょうじないようをお店の人みせひとや保護者ほごしゃ、友人ゆうじんに教えおしてもらい商品しょうひんを選えらぶこともあるでしょう。

ワーク 1 の 2

契約けいやくをすることで、消費者しょうひしゃと事業者じぎょうしゃには、それぞれどのような権利けんりと義務ぎむが 발생はっせいするか、考えかんがてみましょう。

ヒント

あなたが、商品しょうひんやサービスけいやくの契約けいやくをする場合ばあい、事業者じぎょうしゃに何を求めますか。実際じっさいに契約けいやくするときのことをイメージしてみましょう。



ほんぶん
本文 4 ページ

2. 契約を守る

クイズ問題 2

みせ しょうひん か つか まえ ふよう かいやく つぎ
店で商品を買ったが、使う前に不要になりました。解約できますか。次の A、
B、C から選んでください。

- A. 解約できない。
- B. レシートがあり 1 週間以内なら解約できる。
- C. 商品を開封していなければ解約できる。

こた
答えは、A. 解約できない です。

かいせつ
解説

かいやく ほうてき せきにん しょう やくそく こうそくりよく かいやく まも
契約は、法的な責任が生じる約束なので拘束力があります。契約を守らないと、
さいばん うった かいふう
裁判で訴えられることもあります。レシートがあっても、開封していなくても、
げんそく かいやく
原則は解約できません。

ワーク

いっただんていけつ かいやく まも しょうひしゃ じぎょうしゃ
一旦締結した契約は、なぜ守らなくてはならないのでしょうか。消費者、事業者
の立場になって考えてみましょう。

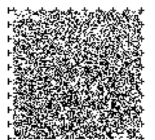
3. 契約をやめる、未成年者取消しについて

クイズ問題 3

さい こうこうせい ほごしゃ ないしょ まんえん けしょうひん かいやく
17歳の高校生が、保護者に内緒で 10万円の化粧品セットを契約しました。この
かいやく と け つぎ えら
契約は取り消せますか。次の A、B、C から選んでください。

- A. 取り消すことはできない。
- B. 未成年者であれば取り消しができる。
- C. 保護者が取り消しを求めたときのみ、契約の取り消しができる。

こた
答えは、B. 未成年者であれば取り消しができる です。



解説

社会経験の少ない未成年者が、法定代理人の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。これを未成年者取消しといいます。

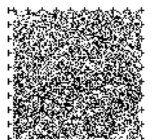
法定代理人とは、本人に代わって法律行為を行う権利がある人のことで、未成年者に代わって法律行為ができる親権者、保護者のことです。

未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできます。契約の取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者に返品し、支払った代金があれば返金されます。ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている者、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合などは、未成年者取消しができません。

未成年者契約と消費者被害について

事業者にとっては、未成年者契約であったことを理由に契約を取り消されては困ります。そこで、悪質な事業者は、成人して間もない人を悪質商法のターゲットにすることがあります。事業者の中には、アンケートと称して世間話をしながら、年齢を聞き出すこともあります。

消費生活で、あれっ変だな、困ったなと思ったら消費生活センターへ相談してください。電話番号は188 イヤヤと覚えてください。



4 契約をやめる、クーリング・オフについて

クイズ問題 4

街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて 10万円の絵画を契約してしまいました。この契約をクーリング・オフすることはできますか。次の A、B、C から選んでください。

- A. 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- B. 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- C. 契約してから 8 日間であれば、クーリング・オフできる。

答えは、C. 契約してから 8 日間であれば、クーリング・オフできる です。

解説

契約は守らなければならないのが原則ですが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがあります。

クーリング・オフは、消費者が条件なしで契約を一方的にやめることができる制度で、特定商取引法などで定められています。クーリング・オフを通知する際に、値段が高い、家族に反対された、思っていたのと違うなどの理由は必要ありません。クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を手業者に返品し、支払った代金は全額返金されます。

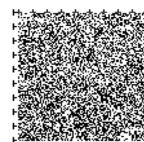
若者がトラブルにあいやすい販売方法とクーリング・オフ期間について 3 つ例を挙げると

1. 不意打ち的に勧誘される販売方法

突然家に営業マンが来る訪問販売、突然路上で呼び止められるキャッチセールス、突然電話があり呼び出されるアポイントメントセールスの 3 つがあります。契約した日から 8 日間であればクーリング・オフできます。

2. 継続的なサービス

語学教室、エステ、家庭教師、塾、パソコン教室、美容医療、結婚相手紹介サービスの 7 業種は自分から店に行き行って契約した場合も、契約した日から 8 日間であればクーリング・オフできます。



3. 連鎖販売取引

先輩、友人、知人から、すぐに利益が出る、人を紹介することでバックマージンが入るなどと誘われ、最初の名目は様々ですが金銭的負担を求められます。マルチ商法、ネットワークビジネスともいわれます。契約した日から20日間であればクーリング・オフできます。

ワーク

なぜ、法律では、例に挙げた3つの取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのか、考えてみましょう。

ヒント

クイズ問題4の消費者の状況や、例に挙げた3つの販売方法の特徴に着目してみましょう。

クーリング・オフができない場合でも、契約をやめることができる場合もあります。

4つ例を挙げると

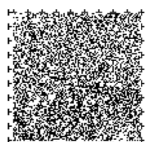
1. 事実と違う説明をされた。
2. メリットだけ説明され、デメリットを説明されなかった。
3. 帰ってと言っても営業マンに居座られて勧誘された。
4. 帰りたいたいと言っても店から帰らせてくれず勧誘された。

こんな状況で契約した場合、消費者契約法によって契約を取り消すことができます。

発展問題

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質、量、交渉力の〇〇に着目したルールといえます。〇〇に入る言葉を漢字二文字で考えてみましょう。

説明されたときと話が違う、解約できるか分からないと思ったら消費生活センターへ相談してください。電話番号は188 イヤヤと覚えてください。



注意、クーリング・オフの落とし穴 ネットショッピングの場合

クイズ問題 5

ネットショップで T シャツを買ったけれど似合いません。クーリング・オフできますか。次の A、B、C から選んでください。

- A. クーリング・オフできない。
- B. 契約してから 14 日間ならクーリング・オフできる。
- C. 商品が届く前ならクーリング・オフできる。

答えは、A. クーリング・オフできない です。

解説

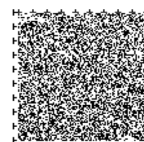
ネットショッピングは、ネット通販、オンラインショッピング、電子商取引ともいいます。ネットショッピングでは、法律上のクーリング・オフ制度はありません。ただし、ネットショップ独自に、返品の可否や、その条件についてのルールを定めています。返品が記載された利用規約を、注文前に必ず確認しましょう。

ネットショッピングの注意点

ネットショッピングでは、代金を払ったのに商品が届かない、無料お試しを注文したのに、定期購入になっている、ニセ物が届いた、連絡先が不明などのトラブルがあります。

気を付けたいネットショップの表示として、次の 7 つのような例があります。

- 例 1 サイトの URL が不自然で、購入を希望しているサイトの URL と違う。
- 例 2 住所が番地まで記載されていない。
- 例 3 電話番号がなく、連絡先が Eメールしかない。
- 例 4 字体に通常使用されていない旧字体が混じっている。
- 例 5 商品の価格が極端に値引きされている。
- 例 6 支払方法が銀行振込みのみである。
- 例 7 機械翻訳したような不自然な日本語表現がある。



架空請求や不当請求について

確認画面がなく、すぐに登録となり請求された、画像や年齢認証をクリックしただけで請求された、このような場合、架空請求である可能性が高いです。アダルトサイトの閲覧でも被害が発生しています。

架空請求・不当請求への対処法としてはお金を支払わない、連絡をしないのが基本です。連絡をすると、悪質業者から言葉巧みに、しつこく金銭の支払を要求されることとなります。インターネット上では、自分の情報を入力するなどして自分から出さない限り、どこの誰であるか個人の特定はされません。

発展問題

ネットショップのページには、どのような情報を表示する必要があるか考えてみましょう。

ヒント

ネットショップの表示は、特定商取引法によるルールに則ったものにする必要があります。消費者にとって必要な情報、分かりやすさがポイントになります。

ネットトラブルかと思ったら消費生活センターへ相談してください。
電話番号は188 イヤヤと覚えてください。

